

測量業務の発注基準

- 1 測量業務入札参加資格の申請資格
「測量法による登録をしている測量業者」である者

2 測量法による登録の概要

営業の要件	測量法に定める測量を行う場合、測量業者の登録が必要（測量法第55条）
登録の機関	国土交通省
測量の範囲	土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含む（測量法第3条）
測量業	基本測量、公共測量、基本測量及び公共測量以外の測量を行う業者（測量法第10条の2） ① 基本測量とは、国土地理院が行うもの（測量法第4条） ② 公共測量とは、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施するもの（測量法第5条） ③ 基本測量及び公共測量以外の測量とは、基本測量及び公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（測量法第6条）
登録の要件	営業所ごとに測量士を1人以上置くこと（測量法第55条の13）
測量士の要件	① 文部科学大臣の認定した大学において測量に関する科目を修め、卒業後測量に関し1年以上の実務経験を有する者 ② 文部科学大臣の認定した短期大学又は高等専門学校において測量に関する科目を修め、卒業後測量に関し3年以上の実務経験を有する者 ③ 国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な知識及び技能を修得した者で、測量に関し2年以上の実務経験を有する者 ④ 測量士補で、国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において国土交通大臣が指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者 ⑤ 国土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

3 入札参加有資格業者の区分

- (1) 測量業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。
(2) 本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。

県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として測量業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として測量業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の測量業務の入札参加資格を有している者

4 入札形態及び選定基準

入札形態及び業者の選定基準は、設計金額に応じ下表のとおりとする。なお、入札においては、「最低制限価格制度」を併用する。

設計金額	入札形態	等級等
400万円以上	一般競争入札	A等級A1グループ（県内本店）
100万円以上400万円未満	一般競争入札【注】	A等級（A1グループを含む）（表－1参照）
100万円未満		B等級（表－1参照）

表－1

奈良土木事務所業務：（奈良・郡山・中和管内業者）	郡山土木事務所業務：（郡山・奈良・高田管内業者）
高田土木事務所業務：（高田・郡山・五條管内業者）	中和土木事務所業務：（中和・奈良・宇陀管内業者）
宇陀土木事務所業務：（宇陀・中和・吉野管内業者）	吉野土木事務所業務：（吉野・宇陀・五條管内業者）
五條土木事務所業務：（五條・高田・吉野管内業者）	

【注】 次に該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合
② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合
③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

I 指名選定に際しては、以下の事項に留意すること。

- (1) 業者選定の特例
① 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。
② 競争性を確保するうえで「表－1」により難しい場合は、近隣土木事務所管内の業者を加えること。
③ 上記選定基準により難しい業務については、この限りでない（県内営業所及び県外業者を含めた選定をすることができる）。
(2) 指名する業者の選定にあたっては、固定化及び偏りが生じないように考慮すること。

II 県内測量業者の格付け

- A等級A1グループ 測量士等3名以上（うち測量士2名以上）かつ2級基準点測量が可能な機器を保有かつ総評定点100点以上
A等級 測量士等2名以上かつ2級基準点測量が可能な機器を保有かつ総評定点60点以上
B等級 測量士が1名以上
※「総評定点」＝「客観点」＋「発注者点」
・「客観点」：年間平均実績高、自己資本、営業年数
・「発注者点」：測量成績、測量CPD、入札参加停止措置状況、不当要求防止責任者講習受講、災害協定

III 技術者要件の取り扱い

「公共測量作業規定」に基づく業務であることを鑑み、複数の技術者（1名は測量士）の配置を要件とする。ただし、基準点測量を含まない業務等、比較的重要度の低い業務については、この限りでない。